

—行政手続法の施行状況に関する調査結果—国の行政機関—

平成18年5月15日

第1 調査の目的、調査対象機関等

1 調査の目的、時点

平成6年10月1日に施行された行政手続法（平成5年法律第88号、以下「法」という。）については、その円滑かつ的確な施行を図るため、「施行状況調査等を充実し、審査基準の設定、見直しなどに努める。」（平成8年12月25日閣議決定「行政改革プログラム」）こととされているところである。

本調査は、この閣議決定等を踏まえ、国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資することを目的として実施したものである（調査の実施に当たり、内閣から独立した機関である会計検査院に関する事項については、同院の協力を得た。）。

調査時点・期間は、

- ① 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況、聴聞規則の制定状況並びに行政指導の指針の公表状況について平成17年3月31日現在
 - ② 平成14年度～平成16年度における見直し状況並びに行政指導の書面の交付状況については平成14年度～16年度の3年間
- である。

なお、本調査は、今回が第6回目の実施となる。

2 調査対象機関

国の行政機関については、全府省等を対象とし、本省等（20機関）及び地方支分部局の一部を調査対象とした。各府省等の地方支分部局については、毎回の調査において対象地域を入れ替えており、今回の調査では、ブロック機関及び都道府県単位機関のうち、香川県又は福岡県を管轄区域とするものの一部（34機関）を対象とした（具体的な調査対象機関名は、別表1のとおりである。）。

3 調査対象項目

(1) 行政手続法第2章に定める「申請に対する処分」についての手続

- ① 申請により求められた許認可等を行うかどうかを、根拠法令の定めに従って判断するために必要とされる基準である「審査基準」の設定状況（設定の有無、未設定理由、公にしている状況等）
- ② 申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間である「標準処理期間」の設定状況（設定の有無、具体的設定期間、

公にしている状況等)

(2) 同法第3章に定める「不利益処分」についての手続

- ① 許認可等の取消し、営業の停止等の「不利益処分」をする際の判断基準である「処分基準」の設定状況（設定の有無、未設定理由、公にしている状況等）
- ② 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている「聴聞・弁明」の実施状況等

(3) 同法第4章に定める「行政指導」についての手続

- ① 相手方から求められた場合における行政指導の内容等を記載した書面の交付状況
- ② 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行う行政指導についての指針である「行政指導指針」の公表状況

第2 調査結果

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

行政庁は、審査基準を定めるものとする。

【法第5条第1項】

【審査基準】

申請により求められた許認可等を行うかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

国における審査基準の設定状況を調査した結果は、表1のとおりである。

表1 国における審査基準の設定状況（処分種類数）

区分	対象処分 種類総数	審査基準 設定済み	審査基準	
			通知・通達等で 設定	法令に規定済み
本省等	5,790 (100.0%)	4,666 (80.6%)	2,343	2,323
地方支分部局	2,571 (100.0%)	2,405 (93.5%)	1,934	471
合計	8,361 (100.0%)	7,071 (84.6%)	4,277	2,794

※各府省等別の設定状況は別表2-1参照。

(注) 1 ()内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数である。

2 「審査基準設定済み」の中には、「法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、改めて別途の審査基準の設定が不要なもの」を含めている。

(2) 審査基準が設定されていない理由

審査基準が設定されていない処分は、本省等及び調査対象地方支分部局を合わせて 1,290 種類であり、その未設定理由の内訳は、表 2 のとおりである。

表 2 審査基準未設定処分の未設定理由（処分種類数）

未 設 定 理 由	本省等	地方支分部局	合計
① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難	509	79	588 (45.6%)
② 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	117	3	120 (9.3%)
③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない	466	53	519 (40.2%)
④ その他	32	31	63 (4.9%)
審査基準未設定処分の合計	1,124	166	1,290 (100.0%)

(注) () 内は、審査基準未設定処分種類数（合計）を 100 とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(3) 審査基準の見直し状況

平成 14 年度から平成 16 年度の 3 年間に、新たに審査基準を設定した、その内容を明確化した等、審査基準を見直した処分は、本省等及び調査対象地方支分部局を合わせて 666 種類であり、その内訳は表 3 のとおりである。

表 3 審査基準の見直し状況（処分種類数）

見直し内容	本省等	地方支分部局	合計
新たに審査基準を設定（前回調査時点では未設定）	146	51	197 (29.6%)
審査基準の内容を見直し（明確化、具体化、数値化等）	255	214	469 (70.4%)
審査基準を見直した処分の合計	401	263	666 (100.0%)

(注) () 内は、審査基準を見直した処分種類数（合計）を 100 とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(4) 審査基準を公にしている状況・方法

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

【法第 5 条第 3 項】

通知・通達等で審査基準を設定している処分（「法令の規定において判断基準が言い尽くされているもの」を除く。）4,277 種類のうち、当該審査基準を公にしている処分は 4,194 種類（98.1 パーセント）あり、公にしている方法・状況の内訳は表 4 のとおりである。

表 4 審査基準を公にしている状況・方法（処分種類数）

公にしている状況・方法	本省等	地方支分部局	合計
① e-Gov（電子政府の総合窓口）やインターネット・ホームページ等に掲載する方法により公にしている	1,138	803	1,941（45.4%）
② 1の方法はとっていないが、情報提供窓口、申請先窓口等に備え付けて自由に閲覧できる方法により公にしている	236	329	567（13.3%）
③ 1の方法はとっていないが、申請者等の求めに応じて提示する方法により公にしている	886	802	1,688（39.4%）
④ 公にしていない	83	0	83（1.9%）
合計	2,343	1,934	4,277（100.0%）

※各府省等別の公にしている状況・方法は別表 2-1 参照。

（5）標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるように努める。

【法第 6 条】

国における標準処理期間の設定状況を調査した結果は、表 5 のとおりである。

表 5 国における標準処理期間の設定状況（処分種類数）

区分	対象処分種類 総数	標準処理期間	
		設定済み	通知・通達等で設 定
本省等	5,790（100.0%）	3,747（64.7%）	2,883
地方支分部局	2,571（100.0%）	2,226（86.6%）	2,091
合計	8,361（100.0%）	5,973（71.4%）	4,974

※各府省等別の設定状況は別表 2-2 参照。

（注）1 （ ）内は、対象処分種類総数を 100 とした場合の指数を表す。

2 「標準処理期間設定済み」のなかには、「法令の規定において処理期間が定められているので、改めて別途の標準処理期間の設定が不要なもの」も含まれている。

(6) 標準処理期間が設定されていない処分

標準処理期間が設定されていない処分は、本省等及び調査対象地方支分部局を合わせて2,384種類であり、その未設定理由の内訳は、表6のとおりである。

表6 標準処理期間未設定処分の未設定理由（処分種類数）

未 設 定 理 由	本省等	地方支分部局	合計
① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難	655	120	775(32.5%)
② 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	206	36	242(10.1%)
③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益なし	900	107	1,007(42.2%)
④ その他	282	82	364(15.2%)
標準処理期間未設定処分の合計	2,043	345	2,388(100.0%)

(注) () 内は、標準処理期間未設定処分種類数（合計）を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(7) 標準処理期間の見直し状況

平成14年度から平成16年度の3年間に、新たに標準処理期間を設定した、その期間を短縮した等、標準処理期間を見直した処分は本省等及び調査対象地方支分部局を合わせて966種類であり、その内訳は表7のとおりである。

表7 標準処理期間の見直し状況（処分種類数）

見直し内容	本省等	地方支分部局	合計
新たに標準処理期間を設定（前回調査時点では未設定）	252	272	524 (54.2%)
標準処理期間を見直し（短縮化、類型化して複数の期間を設定等）	222	220	442 (45.8%)
標準処理期間を見直した処分の合計	474	492	966 (100.0%)

(注) () 内は、標準処理期間を見直した処分種類数（合計）を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(8) 標準処理期間を公にしている状況・方法

行政庁は、標準処理期間を定めたときは、申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

【法第6条】

通知・通達等で標準処理期間を設定している処分（「法令の規定において処理期間が定められているもの」は除く。）4,978種類のうち、当該標準処理期間を公にしている処分は4,621種類（92.8パーセント）あり、公にしている方法・状況の内訳は表8のとおりである。

表8 標準処理期間を公にしている状況・方法（処分種類数）

公にしている状況・方法	本省等	地方支分部局	合計
① e-Gov（電子政府の総合窓口）やインターネット・ホームページ等に掲載する方法により公にしている	1,333	923	2,256（45.4%）
② 1の方法はとっていないが、情報提供窓口、申請先窓口等に備え付けて自由に閲覧できる方法により公にしている	341	430	771（15.5%）
③ 1の方法はとっていないが、申請者等の求めに応じて提示する方法により公にしている	965	712	1,677（33.7%）
④ 公にしていない	244	26	270（5.4%）
合計	2,883	2,091	4,974（100.0%）

※各府省等別の公にしている状況・方法は別表2-2参照。

2 不利益処分

（1）処分基準の設定状況

行政庁は、処分基準を定めるように努める。

【法第12条第1項】

【処分基準】

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

国における処分基準の設定状況を調査した結果は、表9のとおりである。

表9 国における処分基準の設定状況（処分種類数）

区分	対象処分 種類総数	処分基準 設定済み	
		通知・通達等 設定	法令に規定済み
本省等	4,255（100.0%）	2,880（67.7%）	1,965
地方支分部局	1,747（100.0%）	1,395（79.7%）	487
合計	6,002（100.0%）	4,275（71.2%）	2,452

※各府省等別の設定状況は別表2-3参照。

- (注) 1 () 内は、対象処分種類総数を 100 とした場合の指数である。
- 2 「処分基準設定済み」の中には、「法令の規定において判断基準が言い尽くされているとの理由で、改めて別途の処分基準の設定が不要なもの」も含まれている。

(2) 処分基準が設定されていない不利益処分

処分基準が設定されていない不利益処分は、本省等及び調査対象地方支分部局を合わせて 1,727 種類であり、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表 10 のとおりである。

表 10 処分基準未設定処分の未設定理由別（処分種類数）

未 設 定 理 由	本省等	地方支分部局	合計
① 将来的に不利益処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難	617	165	782 (45.3%)
② 過去に処分実績があるものの、将来的に不利益処分の対象が見込まれず、設定する実益がない	12	13	25 (1.4%)
③ 事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難	703	139	842 (48.8%)
④ その他	43	35	78 (4.5%)
処分基準未設定処分の合計	1,375	352	1,727 (100.0%)

(注) () 内は、処分基準未設定処分種類数（合計）を 100 とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(3) 処分基準の見直し状況

平成 14 年度から平成 16 年度の 3 年間に、新たに処分基準を設定した、その内容を明確化した等、処分基準を見直した処分は本省等及び調査対象地方支分部局を合わせて 334 種類であり、その内訳は表 11 のとおりである。

表 11 処分基準の見直し状況（処分種類数）

見直し内容	本省等	地方支分部局	合計
新たに処分基準を設定（前回（平成 14 年度）調査時点では未設定）	70	84	154 (46.1%)
処分基準の内容を見直し（明確化、具体化、数値化等）	76	104	180 (53.9%)
処分基準を見直した処分の合計	146	188	334 (100.0%)

(注) () 内は、処分基準を見直した処分種類数（合計）を 100 とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(4) 処分基準を公にしている状況・方法

行政庁は処分基準を公にしておくよう努めなければならない。

【法第12条第1項】

通知・通達等で処分基準を設定している処分（「法令の規定において判断基準が言い尽くされているもの」は除く。）1,823種類のうち、当該処分基準を公にしている処分は1,614種類（88.5パーセント）あり、公にしている方法・状況の内訳は表12のとおりである。

表12 処分基準を公にしている状況・方法（処分種類数）

公にしている状況・方法	本省等	地方支分部局	合計
① e-Gov（電子政府の総合窓口）やインターネット・ホームページ等に掲載する方法により公にしている	479	273	752（41.3%）
② 1の方法はとっていないが、情報提供窓口、申請先窓口等に備え付けて自由に閲覧できる方法により公にしている	123	163	286（15.7%）
③ 1の方法はとっていないが、求めに応じて提示する方法により公にしている	214	362	576（31.5%）
④ 公にしていない	99	110	209（11.5%）
合計	915	908	1,823（100.0%）

※各府省等別の公にしている状況・方法は別表2-3参照。

(5) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

【法第13条第1項】

行政庁は、①許認可等の取消し・資格又は地位のはく奪など、名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、「聴聞手続」を執ることとし、②それ以外の不利益処分（例えば営業停止処分）をしようとするときには「弁明の機会の付与」の手続を執ることとしている。

平成16年度中に聴聞又は弁明の機会の付与の通知が行われた件数を調査した結果は、表13のとおりである。

表 13 聴聞手続又は弁明手続の実施状況（平成 16 年度）

区 分	不利益処分の名あて 人に対する通知の件 数 (a)	名あて人の聴聞不出頭 又は弁明書未提出によ り手続を終結したもの の件数 (b)	不出頭又は未提出に よる終結の割合 (%) (b/a)
聴聞相当処分	328	121	36.9%
弁明相当処分	3,092	2,336	75.5%

(注) 行政庁は、①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており（法第 23 条第 1 項）、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解される。

(6) 聴聞・弁明手続が執られていない処分の状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、聴聞又は弁明の手続を執ることが原則であるが、例外的に当該処分の行われる個別具体の状況ないし処分の内容の特殊性により、聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないものがある。

これらの理由に該当するため聴聞又は弁明の手続を執ることなく不利益処分を行ったものについて、理由別の処分の種類数、処分件数及び該当する処分の主な例は、表 14 のとおりである。

表 14 聴聞・弁明手続が執られていない処分の理由別内訳（平成 16 年度）

理由別 (概要)	区分	処分の 種類数	処分件数	該当する処分の主な例
① 公益上、緊急に不利益処分をする必要があった	聴聞 又は 弁明 相当 処分	6	786	・競馬の公正確保等のための処分（競馬法施行令第 14 条第 1 項） ・不正受験者の受験禁止（技術士法第 17 条第 1 項）
② 法令上必要とされる資格が失われた場合必ずされる処分、そのことが客観的に証明された	聴 聞 相 当 処 分	3	158	・弁理士の登録の抹消（弁理士法第 24 条第 1 項） ・精神保健指定医の指定の取消（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の 2 第 1 項）
③ 金銭納付命令、金銭給付決定の取消しなど	弁 明 相 当 処 分	110	12,828,330	・年金併給調整、老齢厚生年金の支給停止（厚生年金保険法第 38 条第 1 項、第 46 条） ・保険料の徴収（健康保険法第 155 条）

(注) ①～③の理由は、次のとおり。

- ① 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、聴聞又は弁明の手続を執ることができないとき

- ② 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをするとき
- ③ 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき

(7) 聴聞主宰者の指名方針

聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

【法第19条第1項】

(参考) 【聴聞の運用のための具体的措置について（平成6年総務庁行政管理局長通知）】

聴聞の運用に当たって遺漏なきよう、原則として、各省庁の行う処分については各省庁で、各地方公共団体等の行う処分については各地方公共団体等でそれぞれに聴聞規則等を設けておく必要がある。

平成17年3月31日現在において、本省等及び調査対象支分部局における聴聞規則等の設定状況は表15、聴聞主宰者の指名方針の内訳は表16のとおりである。

表15 本省等及び調査対象支分部局における聴聞規則等の設定状況

区 分	本省等	地方支 分部局	計
聴聞規則等を設定している	13	27	40
聴聞規則等を設定していない	7	7	11
合計	20	34	54

表16 本省等及び調査対象支分部局における聴聞主宰者の指名方針の内訳

区 分	本省等	地方支 分部局	計
① 当該不利益処分を所管する担当部課の職員を主宰者として指名	0	0	0
② 当該不利益処分を所管する部局の担当部課が所属する部局の筆頭課等の職員を主宰者として指名	0	2	2
③ 行政手続法担当課等の職員を全庁一律に主催者として指名	0	0	0
④ 統一的な方針を特に定めず、聴聞を必要とする事由が生じた段階でその都度適任者を指名	14	25	39
合計	14	27	41

(注) 1 聴聞相当処分のない本省等及び地方支分部局は、本表から除外している。

2 実際に聴聞を必要とする事由が生じた際にこれらの内容と異なる形で指名が行

われる場合があり得る。

3 行政指導

(1) 行政指導の書面の交付状況

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

【法第35条第1項】

平成14年度から16年度までの3年間に、本省等及び地方支分部局が行政指導を受けた者からの求めに応じてその内容を書面で交付した件数は、表17のとおりである。

表17 行政指導の書面の交付状況

府省等名	関係法令名	合計件数
公正取引委員会	不当景品類及び不当表示防止法	2件
総務省	電気通信事業法	33件
財務省	民法	6件
農林水産省	研修及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針	1件
	農産物検査法	1件
合計		43件

(2) 複数の者に対して行う行政指導の指針の公表状況

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

【法第36条】

【行政指導指針】

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

平成14年度から16年度までの3年間に公表された行政指導指針件数とその具体例は、表18のとおりである。

表 18 複数の者に対して行う行政指導の指針の公表状況

府省等名	件数	具体的な指針の例 [関係法令名]
国家公安委員会 (警察庁)	1 件	・ 特定交通情報提供事業に係る届出制度の概要について [道路交通法]
文部科学省	2 件	・ 原子力損害賠償補償契約付属通知書の変更の通知について [原子力損害賠償補償契約に関する法律] ・ 学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針 [個人情報の保護に関する法律]
厚生労働省	11 件	・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 ・ 食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針 (ガイドライン) について [健康増進法] 他 9 件
農林水産省	6 件	・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 8 の規定に基づいて定められた飲料品等の品質表示基準の違反に係る同法第 19 条の 9 の指示及び公表の指針 [農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律] ・ 農林水産航空事業の実施について 他 4 件
国土交通省	9 件	・ 気象観測ガイドブック ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分用の基準について 他 7 件
合計		29 件

別表1

調査対象（国の行政機関）

本省等	地方支分部局	
内閣官房	—	—
内閣法制局	—	—
人事院	—	—
内閣府	—	—
宮内庁	—	—
公正取引委員会	—	—
国家公安委員会（警察庁）	—	—
防衛庁	広島防衛施設局	福岡防衛施設局
金融庁	—	—
総務省	四国総合通信局	九州総合通信局
法務省	高松法務局 高松入国管理局 高松高等検察庁	福岡法務局 福岡入国管理局 福岡高等検察庁
外務省	—	—
財務省	四国財務局 神戸税関 高松国税局	九州財務局 門司税関 福岡国税局
文部科学省	—	—
厚生労働省	四国厚生支局 香川労働局 香川社会保険事務局	九州厚生局 福岡労働局 福岡社会保険事務局
農林水産省	中国四国農政局	九州農政局
経済産業省	四国経済産業局 中国四国産業保安監督部	九州経済産業局 九州産業保安監督部
国土交通省	四国地方整備局 四国運輸局 第六管区海上保安本部	九州地方整備局 九州運輸局 第七管区海上保安本部
環境省	—	—
会計検査院	—	—

※ 今回の調査では、ブロック機関及び都道府県単位機関のうち、香川県又は福岡県を管轄区域とするものの一部（34機関）を対象とした。

別表2-1 審査基準の設定状況・公にしている状況(各府省等別)

機関名	設定状況					審査基準を公にしている状況・方法						
	対象 処分数	設定済			未設定	通知・通達等で 審査基準を設定 ※再掲 ()は割合	(参考) 15.7.31現在 (評価局調査) (注参照)	インターネット上で 公にしている	(参考) 15.7.31現在 (評価局調査) (注参照)	事務所に 備え付けて 公にしている	求めに応じ 公にしている	公にしていない
		通知・通達等で 審査基準を設定	法令の定めで 言い尽くされて いる	計 (設定率)								
内閣官房	3	3	0	3 (100.0)	0	3 (100.0)	- (-)	3 (100.0)	- (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
内閣法制局	2	2	0	2 (100.0)	0	2 (100.0)	- (-)	0 (0.0)	- (-)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
内閣府	38	12	11	23 (60.5)	15	12 (100.0)	7 (100.0)	8 (66.7)	2 (28.6)	0 (0.0)	4 (33.3)	0 (0.0)
宮内庁	4	1	1	2 (50.0)	2	1 (100.0)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
公正取引委員会	5	2	0	2 (40.0)	3	2 (100.0)	1 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
国家公安委員会(警察庁)	136	33	84	117 (86.0)	19	33 (100.0)	29 (100.0)	1 (3.0)	1 (3.4)	32 (97.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
防衛庁	26	3	3	6 (23.1)	20	3 (100.0)	2 (100.0)	3 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
金融庁	834	88	481	569 (68.2)	265	88 (100.0)	34 (100.0)	80 (90.9)	32 (94.1)	0 (0.0)	5 (5.7)	3 (3.4)
総務省	392	157	165	322 (82.1)	70	157 (100.0)	180 (100.0)	71 (45.2)	34 (18.9)	6 (3.8)	78 (49.7)	2 (1.3)
法務省	138	32	57	89 (64.5)	49	32 (100.0)	31 (100.0)	22 (68.8)	17 (54.8)	10 (31.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
外務省	83	19	16	35 (42.2)	48	19 (100.0)	9 (100.0)	3 (15.8)	1 (11.1)	12 (63.2)	4 (21.1)	0 (0.0)
財務省	142	89	29	118 (83.1)	24	89 (100.0)	50 (100.0)	55 (61.8)	27 (54.0)	30 (33.7)	4 (4.5)	0 (0.0)
文部科学省	371	83	249	332 (89.5)	39	83 (100.0)	74 (100.0)	37 (44.6)	15 (20.3)	5 (6.0)	32 (38.6)	9 (10.8)
厚生労働省	930	420	348	768 (82.6)	162	420 (100.0)	320 (100.0)	240 (57.1)	134 (41.9)	17 (4.0)	146 (34.8)	17 (4.0)
農林水産省	709	422	193	615 (86.7)	94	422 (100.0)	349 (100.0)	155 (36.7)	39 (11.2)	60 (14.2)	203 (48.1)	4 (0.9)
経済産業省	932	498	347	845 (90.7)	87	498 (100.0)	478 (100.0)	228 (45.8)	176 (36.8)	21 (4.2)	206 (41.4)	43 (8.6)
国土交通省	871	414	287	701 (80.5)	170	414 (100.0)	425 (100.0)	186 (44.9)	130 (30.6)	39 (9.4)	187 (45.2)	2 (0.5)
環境省	167	63	48	111 (66.5)	56	63 (100.0)	21 (100.0)	41 (65.1)	17 (81.0)	2 (3.2)	17 (27.0)	3 (4.8)
人事院	5	1	3	4 (80.0)	1	1 (100.0)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
会計検査院	2	1	1	2 (100.0)	0	1 (100.0)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
本省等 (20機関)	5,790	2,343	2,323	4,666 (80.6)	1,124	2,343 (100.0)	2,010 (100.0)	1,138 (48.6)	627 (31.2)	236 (10.1)	886 (37.8)	83 (3.5)
調査対象地方支分部局 (34機関)	2,571	1,934	471	2,405 (93.5)	166	1,934 (100.0)	- (-)	803 (41.5)	- (-)	331 (17.1)	802 (41.5)	0 (0.0)

(注)
「評価局調査」欄は、「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果報告書」(平成16年12月 総務省行政評価局)95頁を基にしたデータである。

別表2-2 標準処理期間の設定状況・公にしている状況(各府省等別)

機関名	標準処理期間の設定状況					標準処理期間を公にしている状況・方法						
	対象 処分数	設定済			未設定	通知・通達等で 標準処理期間 を設定 ※再掲 ()は割合	(参考) 15.7.31現在 (評価局調査) (注参照)	インターネット上で 公にしている	(参考) 15.7.31現在 (評価局調査) (注参照)	事務所に 備え付けて 公にしている	求めに応じ 公にしている	公にしていない
		通知・通達等で 標準処理期間 を設定	法令で 期間が規定 されている	計 (設定率)								
内閣官房	3	0	3	3 (100.0)	0	0 (-)	- (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
内閣法制局	2	0	1	1 (50.0)	1	0 (-)	- (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
内閣府	38	4	8	12 (31.6)	26	4 (100.0)	1 (100.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
宮内庁	4	0	3	3 (75.0)	1	0 (-)	- (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
公正取引委員会	5	0	3	3 (60.0)	2	0 (-)	1 (100.0)	0 (-)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
国家公安委員会(警察庁)	136	102	9	111 (81.6)	25	102 (100.0)	30 (100.0)	4 (3.9)	0 (0.0)	33 (32.4)	65 (63.7)	0 (0.0)
防衛庁	26	11	4	15 (57.7)	11	11 (100.0)	2 (100.0)	10 (90.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	0 (0.0)
金融庁	834	13	538	551 (66.1)	283	13 (100.0)	20 (100.0)	13 (100.0)	18 (90.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
総務省	392	224	16	240 (61.2)	152	224 (100.0)	148 (100.0)	58 (25.9)	45 (30.4)	0 (0.0)	166 (74.1)	0 (0.0)
法務省	138	32	25	57 (41.3)	81	32 (100.0)	27 (100.0)	10 (31.3)	8 (29.6)	10 (31.3)	12 (37.5)	0 (0.0)
外務省	83	28	40	68 (81.9)	15	28 (100.0)	14 (100.0)	9 (32.1)	7 (50.0)	12 (42.9)	1 (3.6)	6 (21.4)
財務省	142	93	6	99 (69.7)	43	93 (100.0)	52 (100.0)	44 (47.3)	27 (51.9)	35 (37.6)	6 (6.5)	8 (8.6)
文部科学省	371	284	5	289 (77.9)	82	284 (100.0)	171 (100.0)	49 (17.3)	7 (4.1)	84 (29.6)	127 (44.7)	24 (8.5)
厚生労働省	930	521	57	578 (62.2)	352	521 (100.0)	451 (100.0)	170 (32.6)	153 (33.9)	52 (10.0)	246 (47.2)	53 (10.2)
農林水産省	709	476	46	522 (73.6)	187	476 (100.0)	358 (100.0)	188 (39.5)	53 (14.8)	63 (13.2)	223 (46.8)	2 (0.4)
経済産業省	932	635	62	697 (74.8)	235	635 (100.0)	529 (100.0)	475 (74.8)	149 (28.2)	28 (4.4)	12 (1.9)	120 (18.9)
国土交通省	871	406	33	439 (50.4)	432	406 (100.0)	402 (100.0)	258 (63.5)	165 (41.0)	17 (4.2)	103 (25.4)	28 (6.9)
環境省	167	52	3	55 (32.9)	112	52 (100.0)	28 (100.0)	43 (82.7)	23 (82.1)	5 (9.6)	1 (1.9)	3 (5.8)
人事院	5	2	1	3 (60.0)	2	2 (100.0)	- (-)	0 (0.0)	- (-)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
会計検査院	2	0	1	1 (50.0)	1	0 (-)	- (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
本省等 (20機関)	5,790	2,883	864	3,747 (64.7)	2,043	2,887 (100.0)	2,234 (100.0)	1,333 (46.2)	656 (29.4)	341 (11.8)	965 (33.4)	244 (8.5)
調査対象地方支分部局 (34機関)	2,571	2,091	135	2,226 (93.5)	345	2,091 (100.0)	- (-)	923 (44.1)	- (-)	430 (20.6)	712 (34.1)	26 (1.2)

(注)
「評価局調査」欄は、「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果報告書」(平成16年12月 総務省行政評価局)95頁を基にしたデータである。

別表2-3 処分基準の設定状況・公にしている状況(各府省等別)

機関名	設定状況					公にしている状況・方法							
	対象 処分数	設定済			未設定	通知・通達等で 処分基準を設定 ()は割合	(参考) 15.7.31現在 (評価局調査) (注参照)	インターネット上で 公にしている	(参考) 15.7.31現在 (評価局調査) (注参照)	事務所に 備え付けて 公にしている	求めに応じ 公にしている	公にしている	公にしている
		通知・通達等で 処分基準を設定	法令の定め で言い尽くされて いる	計 (設定率)									
内閣官房	3	3	0	3 (100.0)	0	3 (100.0)	- (-)	3 (100.0)	- (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
内閣法制局	0	0	0	0 (-)	0	0 (-)	- (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
内閣府	32	0	20	20 (62.5)	12	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
宮内庁	0	0	0	0 (-)	0	0 (-)	- (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
公正取引委員会	2	0	0	0 (0.0)	2	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
国家公安委員会(警察庁)	94	12	31	43 (45.7)	51	12 (100.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
防衛庁	11	1	0	1 (9.1)	10	1 (100.0)	0 (-)	0 (0.0)	0 (-)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
金融庁	311	13	56	69 (22.2)	242	13 (100.0)	1 (100.0)	10 (76.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (23.1)	3 (23.1)
総務省	328	22	211	233 (71.0)	95	22 (100.0)	17 (100.0)	10 (45.5)	2 (11.8)	2 (9.1)	3 (13.6)	7 (31.8)	7 (31.8)
法務省	66	8	38	46 (69.7)	20	8 (100.0)	7 (100.0)	7 (87.5)	6 (85.7)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
外務省	26	3	11	14 (53.8)	12	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
財務省	94	27	35	62 (66.0)	32	27 (100.0)	17 (100.0)	5 (18.5)	0 (0.0)	17 (63.0)	2 (7.4)	3 (11.1)	3 (11.1)
文部科学省	340	25	215	240 (70.6)	100	25 (100.0)	25 (100.0)	15 (60.0)	5 (20.0)	0 (0.0)	2 (8.0)	8 (32.0)	8 (32.0)
厚生労働省	766	259	271	530 (69.2)	236	259 (100.0)	240 (100.0)	205 (79.2)	72 (30.0)	3 (1.2)	30 (11.6)	21 (8.1)	21 (8.1)
農林水産省	472	206	184	390 (82.6)	82	206 (100.0)	186 (100.0)	70 (34.0)	38 (20.4)	52 (25.2)	60 (29.1)	24 (11.7)	24 (11.7)
経済産業省	798	215	449	664 (83.2)	134	215 (100.0)	175 (100.0)	101 (47.0)	58 (33.1)	26 (12.1)	79 (36.7)	9 (4.2)	9 (4.2)
国土交通省	774	115	362	477 (61.6)	297	115 (100.0)	119 (100.0)	47 (40.9)	10 (8.4)	7 (6.1)	37 (32.2)	24 (20.9)	24 (20.9)
環境省	134	6	78	84 (62.7)	50	6 (100.0)	1 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
人事院	4	0	4	4 (100.0)	0	0 (-)	- (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
会計検査院	0	0	0	0 (-)	0	0 (-)	- (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
本省等 (20機関)	4,255	915	1,965	2,880 (67.7)	1,375	915 (100.0)	803 (100.0)	479 (52.3)	191 (23.8)	123 (13.4)	214 (23.4)	99 (10.8)	99 (10.8)
調査対象地方支分部局 (34機関)	1,747	908	487	1,395 (79.9)	352	908 (100.0)	- (-)	273 (30.1)	- (-)	163 (18.0)	362 (39.9)	110 (12.1)	110 (12.1)

(注)
「評価局調査」欄は、「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果報告書」(平成16年12月 総務省行政評価局)95頁を基にしたデータである。